

令和6年7月5日

保護者の皆様へ

沖縄県立糸満高等学校長
(公印省略)

令和6年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に「奨学のための給付金」が支給されます。当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請書類を受領し、申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、学校が給付金を代理受領し、学校取扱金の未納分に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：①～③のいずれかに該当する世帯
 - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②県民税及び市町村民税所得割が非課税世帯
 - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
2. 申請書類配布場所：糸満高校事務室 及び 学校ホームページ
※上記①②が通常申請、③が家計急変になります。
申請書を記入する際、①②「通常申請」か、③「家計急変」かを間違いのないようお願いいたします。
3. 提出書類：別紙参照（リーフレット）
4. 提出期限：令和6年7月19日（金）
5. 提出先：糸満高校事務室
6. 留意事項：生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 糸満高等学校 事務室 TEL098-994-2012

裏面もご確認下さい

注意事項 1

均等割額に記載がある場合でも、所得割額が「0」であれば対象となります。

(例)

令和 6 年度 課税証明書		
	所得割額	均等割額
市町村民税	0	3,500
道府県民税	0	1,500

令和 5 年度 所得課税証明書		
住民税に関する記載欄はお住まいの市町村によって場所が異なります。各自で確認をお願いします。		市町村民税
		道府県民税
	所得割	0
		0
	均等割	3,500
		1,500

注意事項 2

提出する課税証明書（あるいは所得課税証明書）は、**親権者の人数分必要**となります。

【よくある問い合わせ】

- ・親権者とは？→（離婚や死別等がない場合）両親
- ・父母のいずれか収入がない為、親権者 1 名分で提出で良いか？
 - 収入が無い場合でも証明書の提出は必要です。
 - 必ず取得をお願いします。
 - なお、親権者は 2 人いるが事情により親権者 1 名分のみの提出となる場合は**必ず**事務へご相談ください。